

広島地方裁判所委員会（第45回）議事概要

第1 開催日時

令和3年10月7日（木）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 岡田純一郎，嶋治美帆子，田村耕一，竹志幸洋，寺本哲也，永谷典雄，
藤川和俊，茗荷浩志，森實将人（敬称略 五十音順）

[事務担当者] 山本事務局長，永吉事務局次長，藤井事務局次長，寺田民事首席書記官，埴田刑事首席書記官，佐古総務課長，原田広報係長

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，◆説明者）

1 議事「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」

別紙のとおり，前回委員会で出された意見に対する検討，取組状況等についての裁判所からの報告後，意見交換が行われた。

2 次回期日及びテーマ等について

令和4年2月7日（月）午後3時から，「裁判の迅速化」で意見交換することとした。

(別紙)

■：本日は、前回に引き続いて「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」意見交換をお願いしたい。具体的には、前回以降の裁判所の感染防止についてお気づきの点などを御指摘いただきたい。また、コロナ禍においても広報活動や会議、研修などを実施しているが、効果的に広報活動や会議、研修をどのように行うべきかについても関心を持っており、この点でも御示唆をいただきたい。

まずは、意見交換の前に、前回いただいた御指摘や御意見についての検討状況を報告する。

◆：前回（令和2年9月9日）開催の地裁委員会では、今回と同じ「新型コロナウイルス感染症の拡大状況下における裁判所の対応について」というテーマで、委員の皆様方から、次のような貴重な御指摘や御意見を賜った。

- ・ 令和2年4月から5月にかけての第1波の緊急事態宣言中、裁判所に問合せをしても担当書記官がいないとのことで対応してもらえなかったことがあった
- ・ 裁判所のウェブサイトの内容について、利用者からあった問合せ等を生かしてはどうか

まず1点目については、昨年4月の最初の緊急事態宣言が発令された際には、短い期間であったが、部署によっては、登庁して勤務する職員の数が1割から2割であったところもあり、外部からの問合せに適切な対応ができないことがあったと思われる。その後は、広島地裁では、裁判業務を縮小しておらず、外部からの問合せに対しても対応できる態勢を整えていたので、御指摘のようなことを繰り返すことはなかったと考えている。いずれにしても、御指摘いただいたことを真摯に受け止め、担当者が在宅勤務等で不在であっても、担当者以外の職員が適切に対応できるように部署内で情報共有をしたり、在宅勤務中の担当者に確認を

した上で回答するように職員に周知徹底しており，引き続き，問合せに対しては迅速かつ適切に対応するように取り組んで参る所存である。

2点目については，御意見を踏まえ，利用者からの問合せを受けている担当者から，当庁のウェブサイトの改善について意見を聴取するなどしてウェブサイトの掲載内容等を工夫している。ウェブサイトの内容については，引き続き，分かりやすいものになるよう工夫していきたい。

- ：説明いただいた2点のほかに，ウェブ会議による手続を活用してはいかがかということ，民事の判決言渡し期日は延期する必要はないのではないかということを指摘させていただいたが，ウェブ会議を利用する機会は増えており，また，感染拡大を理由として判決言渡し期日が延期されたとの情報にも接していないことから，改善していただいたと考えている。
- ：意見交換の前に，前回以降の裁判所の感染防止対策について説明させていただきたい。
- ◆：当庁における感染防止対策については，公衆衛生学等の専門的知見に基づいて，最高裁の事務総局が策定した裁判所の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にのっとった感染防止対策を続けている。基本方針としては，感染拡大防止と司法機関としての適切な機能維持を図るため，感染状況を見ながら，取組を強化すべき点は強化を図るとともに，リスク態様に応じて一定の緩和を含めてメリハリをつけ，全体として適切な対策を実施していくこととしている。取組の具体的内容としては，マスクの着用を確実にすること，最近では，デルタ株による感染拡大状況を踏まえ，不織布マスクの着用を基本とすること，職員については，体調不良者が安心して休める環境作りなどを心掛けたり，来庁者については，体調不良の際には来庁を控えるなどの周知をしたりして体調不良者がいないことを確実に

にすること、三つの密の回避、手洗い、消毒、昼食時など感染リスクが高い場面での対策を徹底することとなっている。また、裁判業務における具体的な取組については、裁判手続の手続選択や期日指定の在り方は、裁判官等の判断事項に関わる部分ではあるが、感染防止対策の観点から、事件の内容や当事者等事件関係者の意向等を踏まえ、当事者の出頭を要しない手続を積極的に利用し、電話会議やウェブ会議等の利用可能な手続を選択することを検討するなど運用上の工夫を行いながら裁判業務を縮小することなく継続して行っている。

●：ウェブを利用した裁判という話があったが、セキュリティの確保はどのようにされているのかお聞きしたい。

●：ウェブ会議はマイクロソフト社のT e a m s を利用して行っている。事件終了後は共有したファイルはすみやかに削除するなどの取決めに基づいて運用している。もちろん、外部からの侵入などは容易にできないものと理解している。

■：T e a m s という一般的なソフトを使うという点では、セキュリティが完璧でないところがあるのかもしれないが、そのことを踏まえた上でウェブ会議を活用している。

●：民間の事例ということで当社の取組を紹介させていただくと、事務職員が勤務する施設については、各フロアにアルコールを設置したり、各フロアの受付にクリアカーテン、アクリル板のようなものを設置したり、職員の席の間にはパーティションを設置している。また、1週間に1回、ドアノブ、電気のスイッチ、机などにウイルス対策の薬剤を塗布するほか、使用する都度、最低限の範囲をアルコールで拭くこともしている。事務職員は、在宅勤務、時差出勤、テレワークなどを比較的に利用しやすいことから、広島県の目標にできるだけ沿えるよう、在

宅勤務等に取り組んだ。在宅勤務等に取り組む中で、アナログで行っていた仕事は、今年になってオペレーションを変え、できるだけ電子化を進めた。電車、バスについては、1週間に1回、ウイルス対策の薬剤を塗布し、利用者には、マスクの着用や小声での会話をお願いしている。

●：当社においては、職員の体調管理のため、毎朝、個人の携帯やパソコンに体温確認のメールが送信されている。また、個食を推奨している。仕事柄、会食が多いが、緊急事態宣言地域、東京や大阪の支社では、原則、会食禁止としている。さらに、出張がある場合は気を付けて行動するようにしたり、県外に行った際は、積極的にPCR検査を実施したりしている。

●：医師会では、仕事の性質上、テレワークを実施することができないが、時差出勤をしたり、委員会をZoomで実施したりした。今、医師会では、コロナだけではなく、大規模災害が起きたときにどうするかという問題についても取り組んでいる。病院では、家族が病院に来てオンラインで面会をすることはできるが、1年以上、実際に会うことができていないため、そこをどうするか考えているところである。また、家族が家からオンラインで面会をすることについても検討している。

■：職員がPCR検査を受けたとの報告あった場合、皆様の職場においてはどのように対応したのか伺いたい。

●：職員がPCR検査を受けたとの報告があった場合、当社においては、保健所からの指示に従うが、少しでも可能性がある場合には、できる限り在宅勤務にし、まずは会社に来ないように取り組んでいる。仕事の種類によっては出社しないとできない仕事はあるが、コロナが始まってしばらくしてから、その人がいないと

できないようなことはやめようというような風潮が少しずつ高まり、仕事のシェア、AさんがいないときにはBさんが、全部が分からなくても、ある程度は対応ができるような態勢にしていこうと工夫をしている状況である。

- ：緊急事態宣言のときは番組の出演者を減らすという対応を取った。また、席を空けるために、普段、会議に使っている部屋で仕事をしたりもしている。特に、アナウンサーは別室で、放送のときだけ来るようにしたりした。また、番組内ではなるべくコロナのニュースや情報を伝えるようにしていた。
- ：裁判所では、裁判官の感染をどう防ぐかというのは大きな課題であるが、裁判官の感染防止についてはいかがか。
- ：裁判官室では裁判官3人が合議をすることがあるが、1メートル以上距離が離れたレイアウトになっていることから、仮に陽性者が出たとしても濃厚接触者に当たらない程度の距離を確保できている。そのような、レイアウトができない部屋では、パーティション等を設置するなど工夫をしていると思う。
- ：裁判所の感染対策ということで、弁護士会の中で聞いてきたことを少し披露させていただくと、去年の4月5月には緊急のものを除いて一斉に期日が延期になったが、その後は、裁判員裁判であっても開かれるようになっている、破産事件の集団の免責審尋に出廷しなくてもよくなっていたり、保全の審尋の際は広い部屋で行うなど感染対策について非常に考えていただいているという意見があった。裁判員裁判の法廷は裁判員の間パーティションがあるが、そのほかの法廷はパーティションが余りないような気がする。また、ラウンドテーブル法廷もパーティションがあつたりなかつたりというような認識であるが、どのようになっているか教えていただきたい。

- ：裁判員裁判の法廷では裁判員の感染防止対策としてパーティションを設置している。法廷において、代理人席は距離が離れているため、パーティションは設置していない。
- ◆：ラウンドテーブル法廷も比較的広いことから基本的にはパーティションは設置していないが、準備手続室や調停室など小さめの部屋については、パーティションを用意している。
- ：コロナになって、民事裁判と刑事裁判の数は増えたり減ったりしているのか。ウェブ会議はどのくらいの割合であるのか参考として伺いたい。
- ：民事裁判については、新受件数はほとんど変わっていない。刑事裁判については、令和元年と令和2年を比較すると、相当減少した。
- ：コロナ後、全国的に起訴件数が減っているが、飲食店が閉まったことが事件数の減少にプラスに寄与しているのではないかと感じている。酒を飲んだ上での事件というのも減り、ステイホームにするとトラブルなどは減るという印象は持っている。
- ：民事訴訟の争点整理は、コロナ後、ウェブ会議によって行われるようになったが、当職の所属する部では、ウェブ会議を使うことができる事件全体の8割近くでウェブ会議で行われていると思う。現実の運用では、ウェブ会議の利用は双方に代理人として弁護士が選任されている事件に限ることとしている。当事者本人が自ら裁判を行っている事件では電話会議を使用している。
- ：それでは、二つ目の話題であるコロナ禍における広報活動について、まず事務

局から簡単に説明させていただき、その後、意見交換をお願いしたい。

- ◆：裁判所で行っている広報活動には、裁判所において行う法廷見学や裁判所から企業や学校等に出向いて講座を開くものがある。感染防止の観点から、新たにウェブ会議システムなどを利用してオンラインによる広報行事を企画し、本年2月に裁判所と小学校1校との間でオンラインによる裁判所説明会を実施し、7月には裁判所と複数の小学生との間でオンラインによる裁判所説明会を実施した。
- ：法の日である10月1日から1週間、法の日週間として、全国各地で裁判所、検察庁、弁護士会、法テラスの機関が共同して法の役割や重要性を知っていただく活動を行っており、コロナ禍前は、裁判所において法廷見学をしたりしていたが、去年は中止し、今年はウェブ上で見学ツアーを実施しているが、広報効果が低いため、来年は、参加型の従来型の見学ツアーができればよいと思っている。
- ：弁護士会においても、法の日週間の広報にどれだけの広報効果があるのかという意見が出ていた。
- ：報道機関の立場から広報の在り方についてご意見を伺いたい。
- ：当社の番組で、広島地裁の裁判官の舞台裏を取材し、6月には全国ネットでも放送したことがあった。夕方の情報番組でも取り上げることができてよかった。
- ：ウェブ版の法の現場見学ツアーは動画を使っているか。
- ：静止画であり、動画までは実施できていない。

- ：最近では、若い方中心にユーチューブなどの動画を視聴して隙間時間を使う傾向がある。当社においては、社員が手作りで動画を制作し、それをユーチューブのチャンネルで流すなどしている。また、以前から、フェイスブックは持っていたが、更新が滞るなどしていたことから、更新頻度を上げるようにしたりと広報活動を見直している。SNSの活用に取り組み始めると、少しずつであるが反応が増えている。
- ：一般の人としては、裁判所に行くだけでもハードルが高いのだらうと思うので、例えば、玄関がこうなっていて、階段を上って、ここが法廷ですよ、法壇からはこういうふうに見えるんですよみたいな動画があれば、ハードルを下げるのにはよいと思う。大学生に、裁判所に見学に行ってごらんって言っても、なかなか腰が重たかったりすることがあるので、そのような動画があれば、授業で再生して予習をするなどできるので非常に使いやすいと考える。また、オンラインの説明会を実施したのは非常によいと思う。大学においても、夏休みに公開講座みたいなものを行うが、去年はほぼ全面中止、今年は場合によっては対面ないしオンラインでということで行った。今年は、担当者として、高校生向けに法律問題を考えてもらう講座を開いたが、遠方の三次などから参加した方もいて、オンラインを中心に進めたほうが費用も時間も参加も随分気楽になるという印象はあった。オンラインであっても、グループ別のディスカッションを実施したり、そのディスカッションに参加したりすることもできる。オンラインのよいところは、参加者が何百人いようが1対1で話ができるので、大学みたいな、特に大人数の授業のときには、オンラインのほうがやりやすいと感じている。オンラインだと録画してもう一回視聴するようにすることもできる。広報という点からも少し使い勝手がいいのかなと思う。もちろん、対面でないとできないこともあると思うが、併用されてはいかがかと思う。

- ：ウェブ版の法の現場見学ツアーを作られたのであれば、まず見てもらえるような広報活動が必要だと思う。

- ：報道機関として、模擬裁判などは取材をさせていただいたこともあったと思う。模擬裁判で参加する小学生が裁判所に入るところから取材するなどすれば、裁判所の場所を知らない人に対しては場所が分かたりするなど親しみやすさが増すようにも思う。

- ：最後に、三つ目の話題であるコロナ禍における研修会議の在り方について、まず事務局から簡単に説明させていただき、その後、意見交換をお願いしたい。

- ◆：裁判所においては、コロナ禍前は、一部リモート形式で行うものはあったが、大半が参集型であった。昨年の4月後半から5月の中旬にかけて、全国的に緊急事態宣言が発令された直後は、相当数の研修や会議が延期や中止となった。その後は、会議や研修の必要性や効果なども考慮した上で、リモート形式での会議や研修も実施している。

- ：当社においても、会議や研修はリモートで行うことが多く、遠方の関係者との打合せは、ほぼウェブで行っている。ウェブで行うことについての支障は余りなく、その方が手っ取り早くできるという認識である。ウェブであっても、率直に発言できるし、映像チェックなども同時にできるなど利便性が非常に高いと思う。

- ：会議や研修についての話であるが、かつては、東京にある日弁連の会館に集まらないといけないというのがあり、それが非常にネックになっていた。新幹線で4時間かけて東京に行き、また4時間かけて帰ってくるということをしていた。ところが、コロナの対策として人が集まるのが難しいことから、Zoomによ

る会議，研修が非常に多くなり，今まで東京に行かなければ参加できなかったことが広島において可能となり，参加する回数，機会が非常に増えたと思う。それによって，地方にいる弁護士であっても，同じような知識を習得できる機会が増えている。

●：研究者として学会に参加することがあるが，レクチャー型のものは，学会の前までに，研究発表の録画を事前に見ておくことができ，学会では，事前に寄せられた質問について報告するというので，非常に効率はよくなっている。授業においても，事前に30分ぐらいの動画を見てもらって授業をしている。場所と時間をかなり工夫した形で，本当にやりたいことに焦点を合わせたものを対面だったりとかオンラインだったりとかで時間を決めてやるというのは非常に効率がよい。オンラインなどの使い方によっては随分差が出てくると思う。もちろん，対面でないとできないこともあるので，使い分けを考えていくのがよいと思っている。

■：対面でなければできないというのは，例えば実習のような研修でしょうか。そういうものになると，オンラインでは効果が限られてくることになるのかお話を伺いたい。

●：新入社員研修みたいなものであれば，電話のかけ方などでもオンラインでできる。A君の答えはこんな文章だけれども，B君の答えはこんな文章だと画面を切り替えながら，こうやって書き直したらどうだろうか，書き直しながら指導するのは，向こう側に学生が100人いても200人いてもできる。

●：キャリアコンサルタントの資格を持っているが，キャリアカウンセリングの仕事は，実技の世界であり，これまでであれば，会場に集まって練習をしないとい

けないと思っていたが、このような状況のため、Z o o mを使ってみたところ、空気感を伝えることは難しいところもあるが、ある程度はできるということに気付いた。今まで国家資格の更新講習はリアル開催でないと駄目とされていたが、オンラインを使ってもよいと方向転換したとの話も聞いている。そういう意味で、もう少し発想を柔軟にし、初めから難しいと思うのではなく、接遇などの練習も意外とオンラインでもできると感じているので、デジタル時代が少し早く来たというような意識で前向きに考えてもよいと思う。